重要

＊　必ずお読みください　＊

□　**申立て後の取下げは，家庭裁判所の許可が必要になります。**例えば「私が後見人に選ばれないなら取下げます」「本人所有の土地に抵当権を設定することを認めてもらえないなら取下げます」というような理由では許可されません。

□　**成年後見人等にどなたを選任するかは裁判所が決めることになります。**家庭裁判所は本人の支援者（後見人等）として誰が最も相応しいかという観点で後見人等を選任します。よって，ご親族が候補者に挙げられていても，ご本人の解決すべき課題の内容や難易度によっては専門職（弁護士，司法書士，社会福祉士）が選任される場合もあります。選任の判断に対して不服申立てはできません。

□　**成年後見人等に就任しても，ご本人の財産を自由にできるわけではありません。**ご本人の財産からは，ご本人の生活費等の他，今後のご本人の生活を脅かさない限りにおいてご本人の生活の質が向上すると考えられる費目も支出できます。ご本人の財産に変動を来す行為（不動産の売却・購入・取り壊し・建て替え・抵当権の設定等）を目的として成年後見人等に就任した場合でも，ご本人の利益にならないと判断されれば，そのような行為の中止を裁判所から指示されることがあります。ご親族とは言え「他人の」財産を持っているつもりで管理してください。

□　**家庭裁判所は，後見制度支援信託又は後見制度支援預金の利用を指示したり，専門職を後見等監督人に選任する場合があります。**ご親族が後見人になられる場合でご本人に多額の預貯金等があれば原則としてこれらの利用を指示しますが，それに対する不服申立てはできません。

□　**申立書に書かれた候補者以外の方が後見人になった場合でも，ご本人の財産は全て後見人に引き継ぐ義務が生じます。**保佐・補助の場合，保佐人・補助人に付与された代理権の範囲により，引き継ぐ財産の範囲などは異なります。

□　**成年後見人等は，申立てにより，ご本人の財産の中から，報酬を受け取ることができます。**報酬の額は，成年後見人等の行った職務の内容等を考慮して家庭裁判所が決定します。報酬額の判断に対して不服申立てはできません。

□　**後見・保佐・補助は，ご本人が回復されない限り，原則として，一生続きます。**目的となったこと（遺産分割・居住用不動産処分など）が終わっても，成年後見人等には家庭裁判所に定期的に報告書などを提出して監督を受ける義務があります。

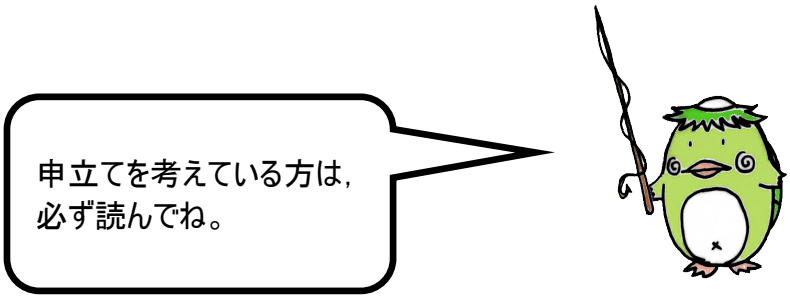

家庭裁判所のキャラクター『かーくん』

後見等開始申立用チェックシート

【ご注意】家庭裁判所では個人番号（マイナンバー）を必要としません。
個人番号（マイナンバー）の記載のない書類（住民票，源泉徴収票など）をご提出ください。

チェック欄		準　備　す　る　も　の	
申立人	裁判所	（内　　容）	
●後見・保佐・補助申立共通			
		(1) 申立書	
		(2) 申立事情説明書	
		(3) 後見人等候補者事情説明書	
		(4) 成年後見人等候補者陳述書	
		(5) 診断書原本・診断書附票（病院作成），本人情報シート写し	
		(6) 戸籍謄本	本人分１通（※出生から現在までのものが必要な場合もあります。）
			申立人分１通（本人と同じ戸籍に入っている場合は不要）
			後見人等候補者分１通（申立人が候補者の場合は不要）
		(7) 住民票	本人分１通
			後見人等候補者分１通
		(8) 登記されていないことの証明書	本人分１通
		(9) 財産目録・収支予定表	
		(10) 相続財産目録　（※本人に遺産分割の課題がある場合のみ）	
		(11)　不動産関係資料（①登記事項全部証明書又は要約書，②固定資産評価証明書） ※①は宅地・建物についてのみ必要	
		(12)　預貯金に関する資料（預貯金通帳，証書等の写し）	
		(13)　生命保険証書の写し	
		(14)　有価証券に関する資料（株式，公債，投資信託等の残高証明書等写し）	
		(15)　収入についての資料（確定申告書，給与明細書，年金額決定通知，年金証書，年金の振込口座通帳等の写し）	
		(16)　支出についての資料（各種税金の納税通知書，国民健康保険料，介護保険料の決定通知書，家賃，医療費・施設費の領収書等の写し）	
		(17)　負債についての資料（金銭消費貸借契約書，返済明細書等の写し）	
		(18)　親族関係図（本人の推定相続人の範囲で記載してください。）	
		(19)　親族の同意書　（後見等開始の手続を行うこと，後見人等候補者が後見人等になることについて，推定相続人の同意書面です。）	
		(20)　鑑定費用（裁判所が鑑定必要と判断した場合。５～１０万円程度）	
●保佐・補助申立のみ			
		(21) 代理行為目録・同意行為目録	
		(22) 本人の同意書　※本人が申立人の場合は不要	
		(23) ア 申立手数料《**収入印紙**》　８００円	
		（保佐，補助の場合，代理権・同意権申立につきそれぞれ８００円追加）	
		イ 登記手数料《**収入印紙**》２６００円　※上記収入印紙と別に準備してください。	
		ウ 郵便切手　３５００円分　（※保佐・補助申立の場合は更に５００円３枚追加）	
		内訳（５００円３枚，８４円１５枚，５０円１０枚，１０円２０枚，２円１０枚，１円２０枚）	

◎上記各資料等の交付窓口

市町村役場	(6)戸籍謄本，(7)住民票，(11)②固定資産評価証明書
法　務　局	(8)登記されていないことの証明書，(11)①登記事項全部証明書
郵　便　局	(23)アイ収入印紙，ウ郵便切手

令和５年８月

申立書類チェックリスト

１　申立書類

□　後見・保佐・補助開始等申立書（申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に，「後見」，「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付しているか御確認ください。）

□　代理行為目録【保佐・補助開始申立用】

□　同意行為目録【補助開始申立用】

□　申立事情説明書

□　親族関係図（作成に当たっては，「親族の意見書について」の２項の推定相続人の範囲をご参照ください。）

□　親族の意見書

□　後見人等候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）

□　財産目録

□　相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）

□　収支予定表

※　上記各書類の作成に当たり，Ａ４サイズの別紙（例：後見・保佐・補助開始等申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には，用紙を縦向きにし，かつ，左側に３センチメートル程度の余白を設けてください。

２　添付書類

※　同じ書類は本人１人につき１通で足ります。

※　審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。

※　個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

□　本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から３か月以内のもの）

□　本人の住民票又は戸籍附票（発行から３か月以内のもの）

□　成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（発行から３か月以内のもの）

（成年後見人等候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））

□　本人の診断書（発行から３か月以内のもの）

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html でも御覧いただけます。

□　本人情報シート写し

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html でも御覧いただけます。

□　本人の健康状態に関する資料
（介護保険被保険者証，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，身体障害者手帳などの写し）

□　本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から３か月以内のもの）
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法，証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか，法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/）を御覧ください。
なお，本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には，証明事項が「成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

□　本人の財産に関する資料
・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し，残高証明書など
・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど

□　本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し，残高証明書など
・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など

□　本人の収支に関する資料
・収入に関する資料の写し：年金額決定通知書，給与明細書，確定申告書，家賃，地代等の領収書など
・支出に関する資料の写し：施設利用料，入院費，納税証明書，国民健康保険料等の決定通知書など

□（保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）
同意権，代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）

□　成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（後見人等候補者事情説明書４項に関する資料）
・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書，出納帳など

申立後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

※　太わくの中だけ記載してください。
※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印

（ □後見 □保佐 □補助 ）開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。

後見又は保佐開始のときは，８００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは，１，６００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは，２，４００円分

【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。
収入印紙（登記費用）２，６００円分はここに貼らないでください。

収入印紙（申立費用） 円		準口頭		関連事件番号　　年（家　）第　　号
収入印紙（登記費用） 円				
予納郵便切手 円				

家庭裁判所 支部・出張所　御中 令和　　年　　月　　日	申立人又は同手続 代理人の記名押印	印

申立人	住　所	〒　　－ 電話　（　　）　携帯電話　（　　）
	ふりがな 氏　名	□ 大正 □ 昭和　　年　　月　　日 生 □ 平成　　（　　歳）
	本人との関係	□ 本人　□ 配偶者　□ 親　□ 子　□ 孫　□ 兄弟姉妹　□ 甥姪 □ その他の親族（関係：　　）　□ 市区町村長 □ その他（　　）
手続代理人	住　所 （事務所等）	〒　　－　　※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。 電話　（　　）　ファクシミリ　（　　）
	氏　名	
本人	本　籍 （国籍）	都 道 府 県
	住民票上の住所	□ 申立人と同じ 〒　　－ 電話　（　　）
	実際に住んでいる場所	□ 住民票上の住所と同じ 〒　　－　　※ 病院や施設の場合は，所在地，名称，連絡先を記載してください。 病院・施設名（　　）電話　（　　）
	ふりがな 氏　名	□ 大正 □ 昭和　　年　　月　　日 生 □ 平成　　（　　歳）

申　立　て　の　趣　旨

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□　本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

□　本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※　以下は，必要とする場合に限り，該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお，保佐開始申立ての場合，民法１３条１項に規定されている行為については，同意権付与の申立ての必要はありません。

□　本人のために**別紙代理行為目録記載**の行為について保佐人に**代理権**を付与するとの審判を求める。

□　本人が民法１３条１項に規定されている行為のほかに，下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも，保佐人の**同意**を得なければならないとの審判を求める。

記

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※　以下は，少なくとも１つは，該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□　本人のために**別紙代理行為目録記載**の行為について補助人に**代理権**を付与するとの審判を求める。

□　本人が**別紙同意行為目録**記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには，補助人の**同意**を得なければならないとの審判を求める。

申　立　て　の　理　由

本人は，（※　　）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※　診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申　立　て　の　動　機

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は，

□ 預貯金等の管理・解約　□ 保険金受取　□ 不動産の管理・処分　□ 相続手続
□ 訴訟手続等　□ 介護保険契約　□ 身上保護（福祉施設入所契約等）
□ その他（　　）

の必要がある。

※　上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

<table>
<tr><td rowspan="4">成年後見人等候補者</td><td colspan="3">☐ 家庭裁判所に一任　※　以下この欄の記載は不要
☐ 申立人　※　申立人が候補者の場合は，以下この欄の記載は不要
☐ 申立人以外の〔 ☐ 以下に記載の者　☐ 別紙★に記載の者 〕★A４サイズの用紙をご自分で準備してください。</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2">〒　　－

電話　　（　　）　　携帯電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏　名</td><td></td><td>☐ 昭和
年　月　日生
☐ 平成　（　　歳）</td></tr>
<tr><td>本人との関係</td><td colspan="2">☐ 親　族：☐ 配偶者　☐ 親　☐ 子　☐ 孫　☐ 兄弟姉妹
☐ 甥姪　☐ その他（関係：　　）
☐ 親族外：（関係：　　）</td></tr>
</table>

手続費用の上申

☐　手続費用については，本人の負担とすることを希望する。

※　申立手数料，送達・送付費用，後見登記手数料，鑑定費用の全部又は一部について，本人の負担とすることが認められる場合があります。

<table>
<tr><td>添付書類</td><td>※　同じ書類は本人１人につき１通で足ります。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。
※　個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。
☐　本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
☐　本人の住民票又は戸籍附票
☐　成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票
（成年後見人等候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
☐　本人の診断書
☐　本人情報シート写し
☐　本人の健康状態に関する資料
☐　本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書
☐　本人の財産に関する資料
☐　本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
☐　本人の収支に関する資料
☐（保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権，代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
☐　成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（後見人等候補者事情説明書４項に関する資料）</td></tr>
</table>

（別紙）

【保佐，補助用】

代　理　行　為　目　録

※　下記の行為のうち，必要な代理行為に限り，該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

※　内容は，本人の同意を踏まえた上で，最終的に家庭裁判所が判断します。

1　財産管理関係

(1)　不動産関係

□　①　本人の不動産に関する〔□ 売却　□ 担保権設定　□ 賃貸　□ 警備　□＿＿＿＿〕契約の締結，更新，変更及び解除

□　②　他人の不動産に関する〔□ 購入　□ 借地　□ 借家〕契約の締結，更新，変更及び解除

□　③　住居等の〔□ 新築　□ 増改築　□ 修繕（樹木の伐採等を含む。）　□ 解体　□ ＿＿＿＿＿＿＿〕に関する請負契約の締結，変更及び解除

□　④　本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　預貯金等金融関係

□　①　預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）

※　一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には，③に記載してください。

□　②　預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引

〔□ 貸金庫取引　□ 証券取引　□ 保護預かり取引　□ 為替取引　□ 信託取引　□ ＿＿＿＿＿＿＿〕

□　③　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　保険に関する事項

□　①　保険契約の締結，変更及び解除

□　②　保険金及び賠償金の請求及び受領

(4)　その他

□　①　以下の収入の受領及びこれに関する諸手続

〔□ 家賃，地代　□ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付　□ 臨時給付金その他の公的給付　□ 配当金　□ ＿＿＿＿＿＿＿〕

□　②　以下の支出及びこれに関する諸手続

〔□ 家賃，地代　□ 公共料金　□ 保険料　□ ローンの返済金　□ 管理費等　□ 公租公課　□ ＿＿＿＿＿＿＿〕

□　③　情報通信（携帯電話，インターネット等）に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払

□　④　本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）

□　⑤　本人が現に有する債権の回収（そのための調査・交渉を含む。）

□　⑥　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙）

２　相続関係

※　審判手続，調停手続及び訴訟手続が必要な方は，４⑤又は⑥についても検討してください。

□　①　相続の承認又は放棄

□　②　贈与又は遺贈の受諾

□　③　遺産分割又は単独相続に関する諸手続

□　④　遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　身上保護関係

□　①　介護契約その他の福祉サービス契約の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　②　介護保険，要介護認定，障害支援区分認定，健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て

□　③　福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　④　医療契約及び病院への入院に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　その他

□　①　税金の申告，納付，更正，還付及びこれらに関する諸手続

□　②　登記・登録の申請

□　③　個人番号（マイナンバー）に関する諸手続

□　④　住民票の異動に関する手続

□　⑤　家事審判手続，家事調停手続（家事事件手続法２４条２項の特別委任事項を含む。），訴訟手続（民事訴訟法５５条２項の特別委任事項を含む。），民事調停手続（非訟事件手続法２３条２項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）

※　保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。

□　⑥　⑤の各手続について，手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること

□　⑦　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　関連手続

□　①　以上の各事務の処理に必要な費用の支払

□　②　以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求，公的な届出，手続等を含む。）

（別紙）

【補助用】

同　意　行　為　目　録

（民法１３条１項各号所定の行為）

※　下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち，必要な同意行為に限り，該当する部分の□にチェックを付してください。

※　保佐の場合には，以下の１から１０までに記載の事項については，一律に同意権・取消権が付与されますので，同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※　内容は，本人の同意を踏まえた上で，最終的に家庭裁判所が判断します。

１　元本の領収又は利用*（１号）*のうち，以下の行為

□　(1)　預貯金の払戻し

□　(2)　債務弁済の受領

□　(3)　金銭の利息付貸付け

２　借財又は保証*（２号）*のうち，以下の行為

□　(1)　金銭消費貸借契約の締結

※　貸付けについては１(3)又は３(7)を検討してください。

□　(2)　債務保証契約の締結

３　不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為*（３号）*のうち，以下の行為

□　(1)　本人の所有の土地又は建物の売却

□　(2)　本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定

□　(3)　贈与又は寄附行為

□　(4)　商品取引又は証券取引

□　(5)　通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結

□　(6)　クレジット契約の締結

□　(7)　金銭の無利息貸付け

□　(8)　その他　*※　具体的に記載してください。*

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　□　訴訟行為*（４号）*

※　相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

５　□　贈与，和解又は仲裁合意*（５号）*

６　□　相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（*６号*）

７　□　贈与の申込みの拒絶，遺贈の放棄，負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（*７号*）

８　□　新築，改築，増築又は大修繕（*８号*）

９　□　民法６０２条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（*９号*）

10　□　前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者，成年被後見人，被保佐人及び民法１７条１項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（*１０号*）

11　□　その他　*※　具体的に記載してください。*

※　民法１３条１項各号所定の行為の一部である必要があります。

同意書（保佐用）

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

以下のとおり，保佐人に代理権を付与することに同意します。

□（申立書別紙の代理行為目録と同じ場合）

申立書別紙の代理行為目録記載の行為のとおり

□（申立書別紙の代理行為目録と異なる場合）

別紙代理行為目録記載の行為のとおり

（代理行為目録を作成し，この同意書に別紙として付けてください。）

令和　　年　　月　　日

本人の署名押印　　印

同　意　書（補助用）

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□　私に対して「補助開始の審判」を行うことについて同意します。

□　以下のとおり，補助人に同意権・取消権を付与することに同意します。

□（申立書別紙の同意行為目録と同じ場合）

申立書別紙の同意行為目録記載の行為のとおり

□（申立書別紙の同意行為目録と異なる場合）

別紙同意行為目録記載の行為のとおり

（同意行為目録を作成し，この同意書に別紙として付けてください。）

□　以下のとおり，補助人に代理権を付与することに同意します。

□（申立書別紙の代理行為目録と同じ場合）

申立書別紙の代理行為目録記載の行為のとおり

□（申立書別紙の代理行為目録と異なる場合）

別紙代理行為目録記載の行為のとおり

（代理行為目録を作成し，この同意書に別紙として付けてください。）

令和　　年　　月　　日

本人の署名押印　　印

申　立　事　情　説　明　書

※　申立人が記載してください。申立人が記載できないときは，本人の事情をよく理解している方が記載してください。
※　記入式の質問には，自由に記載してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　　年　　月　　日

作成者の氏名　　印

（作成者が申立人以外の場合は，本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿）

作成者（申立人を含む。）の住所
□　申立書の申立人欄記載のとおり
□　次のとおり
〒＿＿＿－＿＿＿＿
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　　（　　）
（□携帯・□自宅・□勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　□電話してもよい　□支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本人の状況について】
１　本人の生活場所について
(1)　現在の生活場所について
□　自宅又は親族宅
同居者　→　□　なし（１人暮らし）
□　あり　※　同居している方の氏名・本人との続柄を記載してください。
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　本人との続柄：＿＿＿＿　）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　本人との続柄：＿＿＿＿　）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　本人との続柄：＿＿＿＿　）
最寄りの公共交通機関（※　わかる範囲で記載してください。）
（電車）最寄りの駅：＿＿＿＿＿線＿＿＿＿＿駅
（バス）最寄りのバス停：＿＿＿＿＿バス（＿＿＿＿＿行き）＿＿＿＿＿下車
□　病院又は施設（入院又は入所の日：昭和・平成・令和＿＿年＿＿月＿＿日）
名　称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地：〒＿＿＿－＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当職員：氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　役職：＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先：電話＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

最寄りの公共交通機関（※　わかる範囲で記載してください。）
（電車）最寄りの駅：＿＿＿＿＿＿線＿＿＿＿＿＿駅
（バス）最寄りのバス停：＿＿＿＿＿＿バス（＿＿＿＿＿＿行き）＿＿＿＿＿＿下車

(2)　転居，施設への入所や転院などの予定について
※　申立後に転居・入院・転院した場合には，速やかに家庭裁判所までお知らせください。
□　予定はない。
□　予定がある。（□　転居　　□　施設への入所　　□　転院）
時期：令和　　年　　月頃
施設・病院等の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
転居先，施設・病院等の所在地：〒＿＿＿＿－＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　本人の略歴（家族関係（結婚，出産など）及び最終学歴・主な職歴）をわかる範囲で記載してください。

年　月	家族関係	年　月	最終学歴・主な職歴
・	出生	・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

３　本人の病歴（病名，発症時期，通院歴，入院歴）をわかる範囲で記載してください。
病　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
発症時期：　　年　　月頃
通 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃
入 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃

病　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
発症時期：　　年　　月頃
通 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃
入 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃

４　福祉に関する認定の有無等について
※　当てはまる数字を○で囲んでください。
□　介護認定　（認定日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月）
□　要支援（１・２）　　□　要介護（１・２・３・４・５）
□　非該当　　□　認定手続中

□　障害支援区分（認定日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月）
□　区分（１・２・３・４・５・６）　　□　非該当　　□　認定手続中
　□　療育手帳（愛の手帳など）　　（手帳の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）（判定：＿＿＿＿＿＿）
　□　精神障害者保健福祉手帳　　（１・２・３　級）
　□　身体障害者手帳　　（１・２・３・４・５・６　級）
□　いずれもない。

５　本人の日常・社会生活の状況について

　□　本人情報シート写しを提出する。
※　以下の(1)から(6)までの記載は不要です。
　□　本人情報シート写しを提出しない。
※　以下の(1)から(6)までについて，わかる範囲で記載してください。

(1)　身体機能・生活機能について

ア　食事，入浴，着替え，移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお，自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には，「支援の必要はない。」にチェックを付してください。

□　支援の必要はない。
□　一部について支援が必要である。
※　必要な支援について具体的に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　全面的に支援が必要である。

イ　今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　認知機能について

日によって変動することがあるか：□　あり　□　なし
※　以下のアからエまでにチェックを付してください（「あり」の場合は，良い状態を念頭にチェックを付してください。）。

ア　日常的な行為に関する意思の伝達について

※　「日常的な行為」は，食事，入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など，普段の本人の生活環境の中で行われるものを想定してください。

　□　意思を他者に伝達できる。
（日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる。）
　□　伝達できない場合がある。
（正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題を生じることがある。）
□　ほとんど伝達できない。
　　（空腹である，眠いなどごく単純な意思を伝えることはできるが，それ以外の意思については伝えることができない。）
□　できない。
　　（ごく単純な意思も伝えることができない。）

イ　日常的な行為に関する理解について

□　理解できる。

（起床・就寝の時刻や，食事の内容等について回答することができる。）

□　理解できない場合がある。

（上記の点について，回答できるときとできないときがある。）

□　ほとんど理解できない。

（上記の点について，回答できないことが多い。）

□　理解できない。

（上記の点について，基本的に回答することができない。）

ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について

□　記憶できる。

（直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる。）

□　記憶していない場合がある。

（上記の点について，回答できるときとできないときがある。）

□　ほとんど記憶できない。

（上記の点について，回答できないことが多い。）

□　記憶できない。

（上記の点について，基本的に回答することができない。）

エ　本人が家族等を認識できているかについて

□　正しく認識している。

（日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても会えば正しく認識できる。）

□　認識できていないところがある。

（日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが，それ以外は難しい。）

□　ほとんど認識できていない。

（日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても認識できないことが多い。）

□　認識できていない。

（日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても基本的に認識できない。）

(3)　日常・社会生活上支障となる行動障害について

※　「行動障害」とは，外出すると戻れない，物を壊す，大声を出すなど，社会生活上，場面や目的からみて不適当な行動のことをいいます。

□　支障となる行動はない。　　□　支障となる行動はほとんどない。

□　支障となる行動がときどきある。　　□　支障となる行動がある。

※　支障となる行動の具体的内容及び頻度等を記載するとともに，当該行動について支援が必要な場合は，その支援の具体的内容を併せて記載してください。

(4)　社会・地域との交流頻度について

ア　家族・友人との交流，介護サービスの利用，買い物，趣味活動等によって，本人が日常的にどの程度，社会・地域と接点を有しているかについて，その交流する頻度を回答してください。

□　週１回以上　　□　月１回以上　　□　月１回未満

イ　交流内容について具体的に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5)　日常の意思決定について

※　「日常の意思決定」とは，毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定のことをいいます。

□　できる。

（毎日の暮らしにおける活動に関して，あらゆる場面で意思決定できる。）

□　特別な場合を除いてできる。

（テレビ番組や献立，服の選択等については意思決定できるが，治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。）

□　日常的に困難である。

（テレビ番組や献立，服の選択等についてであれば意思決定できることがある。）

□　できない。

（意思決定が全くできない，あるいは意思決定できるかどうか分からない。）

(6)　金銭の管理について

※　「金銭の管理」とは，所持金の支出入の把握，管理，計算等を指します。

□　本人が管理している。

（多額の財産や有価証券等についても，本人が全て管理している。）

□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している。

（通帳を預かってもらいながら，本人が自らの生活費等を管理している。）

→支援者（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿）

支援の内容（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□　親族又は第三者が管理している。

（本人の日々の生活費も含めて第三者等が支払等をして管理している。）

→管理者（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿）

管理の内容（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

【申立ての事情について】

１　本人について，これまで家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したり，どなたかとの間で任意後見契約を締結したことがありますか。

□　なし

□　あり　→　＿＿＿＿＿年＿＿＿月頃

□　家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したことがある。

利用した裁判所：　＿＿＿＿家庭裁判所＿＿＿＿支部・出張所

事件番号：＿＿＿＿＿年（家）第＿＿＿＿号

□ 後見開始　□ 保佐開始　□ 補助開始　□ その他（＿＿＿＿＿）

申立人氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

□　任意後見契約を締結したことがある。

公正証書を作成した公証人の所属：＿＿＿＿＿＿法務局
証書番号：＿＿＿＿＿年第＿＿＿＿＿＿号
証書作成年月日：＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
登記番号：第＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿号
任意後見受任者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　本人には，今回の手続をすることを知らせていますか。
※　本人が申立人の場合は記載不要です。

□　申立てをすることを説明しており，知っている。
　　申立てについての本人の意見　　□　賛成　　□　反対　　□　不明
　　後見人等候補者についての本人の意見　□　賛成　　□　反対　　□　不明
□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

３　本人の推定相続人について

(1)　本人の推定相続人について氏名，住所等をわかる範囲で記載してください。
※　欄が不足する場合は，別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。
　※　推定相続人とは，仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。具体的には，「親族の意見書について」の２をご参照ください。
　※　「意見１」欄にはこの申立てに関するその方の意見について，「意見２」欄には後見人等候補者に関するその方の意見について，該当する部分の□にそれぞれチェックを付してください。(「一任」とは，家庭裁判所の判断に委ねることを指します。)

氏　　名	年齢	続柄	住　　所	意見１	意見２
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明

			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明

(2)　(1)で挙げた方のうち，この申立てに反対の意向を示している方や意向が不明な方，親族の意見書を提出していない方がいる場合には，その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏　　名	理由等
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり

４　本人に関し何らかの相談をし又は何らかの援助を受けた福祉機関があれば，チェックを付して，その名称を記載してください。

□　地域包括支援センター（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　権利擁護センター　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　□　社会福祉協議会　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　□　その他　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　□　相談をし又は援助を受けた福祉機関はない。

５　成年後見人等候補者がいる場合は，その方が後見人等にふさわしい理由を記載してください。また，家庭裁判所に一任する（家庭裁判所の判断に委ねる）場合には，その理由や事情（例：近隣に候補者となる親族がいないなど）を記載してください。

※　家庭裁判所の判断により，候補者以外の方を成年後見人等に選任する場合があります。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６　家庭裁判所まで本人が来ることは可能ですか。

☐ 可能である。
☐ 不可能又は困難である。

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７　本人に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（本人の精神面に関し配慮すべき事項等）があれば記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

後見人等候補者事情説明書

※　候補者の方が記載してください。
※　候補者の方がいない場合には提出は不要です。
※　記入式の質問には，自由に記入してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　　年　　月　　日

候補者の氏名　　印

候補者の住所
□　申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
□　次のとおり
〒＿＿＿－＿＿＿＿
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　　（　　）
（□携帯・□自宅・□勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　□電話してもよい・□支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　あなたの現在の生活状況，健康状態，経歴など（法人が候補者の場合には記載不要です。）

(1)　職業
（職種：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　勤務先名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2)　あなたと同居している方を記載してください。
□　同居者なし
□　同居者あり　※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿＿＿）

(3)　収入等
収入（年収）（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
資産
□　不　　動　　産

□　預　貯　金（＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□　有 価 証 券
□　そ　の　他（内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
負債（借金）
□ 住 宅 ロ ー ン（＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ 自動車ローン（＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ 消 費 者 金 融（＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ そ　の　他（内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）（金額：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

(4)　あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には，その方の続柄と収入を記載してください。
あなたとの続柄（＿＿＿＿＿）・収入（年収）（＿＿＿＿＿＿＿＿円）

(5)　あなたの現在の健康状態（差し支えない範囲で記載してください。）
□　健康体である。
□　具合が悪い。（具体的な症状：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　通院治療中である。
（傷病名：＿＿＿＿＿＿＿　通院の頻度：＿＿か月に＿＿回程度）

(6)　あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について書いてください（差し支えない範囲で記載してください。）。

年　月	経　　歴	年　月	経　　歴
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

２　あなたは，次のいずれかに該当しますか。
□　次の事項に該当する。
□　未成年者である。
□　家庭裁判所で成年後見人，保佐人，補助人等を解任されたことがある。
□　破産手続開始決定を受けたが，免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
□　現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
□　あなたの〔□ 配偶者　□ 親　□ 子〕が，現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
□　いずれにも該当しない。

３　あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，面会頻度，介護，援助，事務等）

(1)　本人との関係　□　本人の親族（続柄：＿＿＿＿）　□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2)　本人との同居の有無
現在，本人と　□　同居中である。（同居を開始した時期＿＿＿＿＿年＿＿月～）
□　別居中である。

(3)　本人との家計の状況
現在，本人と　□　家計が同一である。　□　家計は別である。

(4)　※　本人と別居中である方のみ回答してください。
本人との面会の状況　□　月に（＿＿）回程度　□　２～３か月に１回程度
□　半年に１回程度　□　年に１回程度
□　ほとんど会っていない　□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(5)　あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　あなたと本人との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。

・　金銭貸借　□　なし　□　あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・　担保提供　□　なし　□　あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・　保証　□　なし　□　あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・　立替払　□　なし　□　あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※　あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，本人に返済を求める意思がありますか。
□　返済を求める意思はない。　□　返済を求める意思がある。

※　「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

５　あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６　本人の財産管理と身上保護（療養看護）に関する今後の方針，計画

□　現状を維持する（本人の財産状況，身上保護状況が変化する見込みはない。）。
□　以下のとおり，財産状況が変化する見込みである。

（大きな収支の変動，多額の入金の予定など，具体的な内容を記載してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 以下のとおり，身上保護（療養看護）の状況が変化する見込みである。
（必要となる医療や福祉サービス，身の回りの世話など，具体的な内容を記載してください。）

_____

_____

7　成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について，次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

□　家庭裁判所が，あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。

□　あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。

□　誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については，不服の申立てができないこと。

8　成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

(1)　家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

□　理解している。

□　理解できないところがある。又は疑問点がある。
（理解できないところや疑問点について記載してください。）

_____

□　理解できていない。
→　家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますので，そちらをご覧になってください。

(2)　あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

ア　本人の意思を尊重し，本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。

イ　本人の財産を本人以外の者のために利用しないこと。また，投資，投機等の運用をしたり，贈与，貸付をしたり，本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。

ウ　本人の収支状況を把握し，適切に管理すること。

エ　家庭裁判所の指示に従い，書類の提出や定期的な報告を行うなど，後見等事務の監督を受けること。

□　全てに同意する。

□　同意できない。又は疑問点がある。
（同意できない理由や疑問点について記載してください。）

_____

令和　　年　　月　　日

徳島家庭裁判所

裁判官　殿

成年後見人等候補者陳述書

成年後見人等候補者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

１　私は，「成年後見申立ての手引」を読み，手引の内容を理解しました。

２　成年後見人等に選任された場合は，本人の療養看護と財産管理に努め，後見人等の職務を誠実かつ適正に遂行します。

３　成年後見人等に就任するにつき，私は下記のいずれの欠格事由にも該当しません。

ア　家庭裁判所で免ぜられた法定代理人，保佐人又は補助人

イ　破産者

ウ　本人に対して訴訟をし，又はした者並びにその配偶者及び直系血族

①　本人情報シートを準備する

（1）　ご本人の福祉関係者（ケアマネジャー，ケースワーカーなど）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。

（2）　作成された「本人情報シート」のコピーを１部準備してください。

＊　「本人情報シート」とは，ご本人を日頃から支援している福祉関係者が，ご本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。

＊　医師がご本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり，裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。

＊　福祉関係者の支援を受けていない場合など，「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいない場合は，各市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センター，社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センター，中核機関等にご相談いただき，できる限りご準備いただくようお願いいたします。

＊　「本人情報シート」が準備できなくても，診断書の作成を依頼することができます。

②　診断書を準備する

主治医に診断書の作成を依頼してください。

【主治医に渡すもの】□　診断書の書式（成年後見用）

□　①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後１か月以内）

＊　診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には，他の医師に依頼していただいても構いません。

③　家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】□　②で作成された診断書（原本）（作成後３か月以内）

□　①で作成された「本人情報シート」（コピー）

＊　診断書の「３　判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして，成年後見のどの類型で申し立てるかを検討し，裁判所に申立てをしてください。

類型判断の目安

・「支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断をすることが難しい場合がある」
　→　補助開始の申立て

・「支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断をすることができない」
　→　保佐開始の申立て

・「支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断をすることができない」
　→　後見開始の申立て

④　鑑定について　※必要に応じて行われます。

＊　鑑定とは，ご本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。

＊　成年後見及び保佐の場合は，法律上原則として鑑定が必要ですが，診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して，鑑定を行わないこともあります。

＊　鑑定を行うためには一般的に５万円～１０万円程度の費用（鑑定人への報酬）がかかります。

＊　鑑定を行うことになった場合には，裁判所から連絡をしますので，あらかじめ鑑定にかかる費用を裁判所に納めてください。その後，家庭裁判所が医師に鑑定依頼をします。

診　断　書（成年後見制度用）

（表　面）

1　氏名　　男・女

年　　月　　日生（　　歳）

住所

2　医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

各種検査

長谷川式認知症スケール　□　　点（　　年　　月　　日実施）　□　実施不可

ＭＭＳＥ　□　　点（　　年　　月　　日実施）　□　実施不可

脳画像検査　□　検査名：　（　　年　　月　　日実施）　□　未実施

脳の萎縮または損傷等の有無

□　あり

所見（部位・程度等）：

□　なし

知能検査　□　検査名：　（　　年　　月　　日実施）

検査結果：

その他　□　検査名：　（　　年　　月　　日実施）

検査結果：

短期間内に回復する可能性

□　回復する可能性は高い　　□　回復する可能性は低い　　□　分からない

（特記事項）

3　判断能力についての意見

□　契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。

□　支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。

□　支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

□　支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

（意見）※　慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

裏面に続く

判定の根拠

(1)　見当識の障害の有無

□　障害なし　□　ときどき障害がみられる　□　頻繁に障害がみられる　□　いつも障害がみられる

（　　）

(2)　他人との意思疎通の障害の有無

□　問題なくできる　□　だいたいできる　□　あまりできない　□　できない

（　　）

(3)　理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

□　問題なくできる　□　だいたいできる　□　あまりできない　□　できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

□　問題なくできる　□　だいたいできる　□　あまりできない　□　できない

（　　）

(4)　記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について

□　障害なし　□　ときどき障害がみられる　□　頻繁に障害がみられる　□　いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について

□　障害なし　□　ときどき障害がみられる　□　頻繁に障害がみられる　□　いつも障害がみられる

（　　）

(5)　その他（**※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。**）

（　　）

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

（　　）

※　「本人情報シート」の提供を　□　受けた　　□　受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

（　　）

以上のとおり診断します。　　年　　月　　日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名　　印

【医師の方へ】

※　診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※　参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※　家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

診　断　書　附　票　　（徳島家庭裁判所）

後見開始または保佐開始の審理には，本人の財産管理能力などに関する精神鑑定が原則として必要となっております。

そこで，診断書を作成された先生に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので，お手数ですが，下記事項にもご回答ください。

なお，新しい成年後見制度においては，精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし，医師のご協力をいただいております。

１　審理上，裁判所職員が，本人から申立ての内容や後見人等の選任などについて意見を聴取する必要があります。本人が成年後見制度や申立ての意味を理解して，前記の意見を述べることが可能な状態でしょうか。

□　制度や申立ての意味を理解して意見を述べることは不可能である。

□　制度や申立ての意味を理解して意見を述べることは可能である。

□　その他（　　）

２　今後，家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合

□　鑑定を担当できる（３もご回答ください。）。

□　鑑定を担当できない

- □　植物状態・植物状態に準ずるため，鑑定するまでもない。
- □　先天的重度・最重度精神遅滞のため，鑑定するまでもない。
- □　その他（　　）

□　鑑定を担当できないが，下記の医師を紹介できる。

氏　　名：

所属病院：

連 絡 先：住所

電話番号　　（　　）

（鑑定を担当していただける場合にご回答ください。）

３　実際の鑑定に関して

⑴　鑑定費用について

（※裁判所としましては，できれば，すべて込みで５万円程度でお願いしたいと考えております。）

□　裁判所に一任する。

□　＿＿＿＿万円を希望する。

□　その他（　　）

⑵　鑑定期間について（※多くの事例で，３０日前後でご担当いただいております。）

鑑定には，＿＿＿日間必要です。

⑶　鑑定料の振込先

□　鑑定医個人の口座　　□　その他

⑷　最高裁判所作成の「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」の送付について

□　不要　　□　必要

※　なお，正式な鑑定依頼は，申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に，改めて文書にて差し上げます。

「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ

このたびは「本人情報シート」の作成に御協力いただき，ありがとうございます。

この「本人情報シート」は，職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に，ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。家庭裁判所は，成年後見制度の利用を開始するための申立てについて，ご本人の精神上の障害の有無や鑑定の要否を判断するため，医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は，家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため，診断書を作成する医師に対し，ご本人の生活状況等に関する情報を提供し，十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。作成していただいた「本人情報シート」は，診断書を作成する医師に提供され，医学的診断の際の資料となるだけでなく，家庭裁判所に提出され，裁判官が審理をする際の資料にもなります。

作成していただいた「本人情報シート」は，直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく，作成を依頼した方にお渡しください。

「本人情報シート」の作成方法等については，「本人情報シート作成の手引」を御活用ください。この手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からもダウンロードすることができます。

「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　　年　　月　　日

本人	作成者
氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿	氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿　印
生年月日：　　年　　月　　日	職業(資格)：＿＿＿＿＿＿＿＿
	連　絡　先：＿＿＿＿＿＿＿＿
	本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿

1　本人の生活場所について
☐　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　☐　あり　☐　なし）

☐　施設・病院

→　施設・病院の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　福祉に関する認定の有無等について
☐　介護認定　（認定日：　　年　　月）
　☐　要支援（１・２）　☐　要介護（１・２・３・４・５）
　☐　非該当
☐　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
　☐　区分（１・２・３・４・５・６）　☐　非該当
☐　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
☐　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐　支援の必要はない　☐　一部について支援が必要　☐　全面的に支援が必要
（今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☐　あり　☐　なし
（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）

ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☐　意思を他者に伝達できる　☐　伝達できない場合がある
☐　ほとんど伝達できない　☐　できない

イ　日常的な行為に関する理解について
☐　理解できる　☐　理解できない場合がある
☐　ほとんど理解できない　☐　理解できない

ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐　記憶できる　☐　記憶していない場合がある
☐　ほとんど記憶できない　☐　記憶できない

エ　本人が家族等を認識できているかについて
□　正しく認識している　　□　認識できていないところがある
□　ほとんど認識できていない　□　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
□　支障となる行動はない　　□　支障となる行動はほとんどない
□　支障となる行動がときどきある　　□　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について
□　週１回以上　　□　月１回以上　　□　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
□　できる　　□　特別な場合を除いてできる　　□　日常的に困難　　□　できない

(6) 金銭の管理について
□　本人が管理している　　□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
□　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

４　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

５　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
□　申立てをすることを説明しており，知っている。
□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
□　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

６　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

（※御意見があれば記載してください。）

財　産　目　録

令和 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人（ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）の財産の内容は以下のとおりです。

※　以下の１から９までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。

※　以下の１から８までの財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**財**産目録の「**１**預貯金・現金」の「No.**２**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**財１－２**」と付記してください。）

※　財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「№」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　預貯金・現金

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

№.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			□普□定 □					□
2			□普□定 □					□
3			□普□定 □					□
4			□普□定 □					□
5			□普□定 □					□
6			□普□定 □					□
7			□普□定 □					□
8			□普□定 □					□
9			□普□定 □					□
10			□普□定 □					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合　　計								

２　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

№.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□
合　　計						

３　生命保険，損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	受取人	資料
1							□
2							□
3							□
4							□
5							□

４　不動産（土地）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

５　不動産（建物）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積(㎡)	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

６　債権（貸付金，損害賠償金など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計					

７　その他（自動車など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

№.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□

８　負債

□　次のとおり　□　負債はない　□　不明

№.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　　計					

９　遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）

□　相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）

□　相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）

□　不明　　（相続財産目録は作成する必要はありません。）

収　支　予　定　表

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人（ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）の収支予定は以下のとおりです。

※　以下の収支について記載し，資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，収支予定表との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。(例：**収**支予定表の「**１**本人の定期的な収入」の「No.**２**国民年金」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**収１－２**」と付記してください。)

※　収支の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「№」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　本人の定期的な収入

No.	名称･支給者等	月　額(円)	入金先口座･頻度等	資料
1	厚生年金		□財産目録預貯金№.　　の口座に振り込み	□
2	国民年金		□財産目録預貯金№.　　の口座に振り込み	□
3	その他の年金(　　)		□財産目録預貯金№.　　の口座に振り込み	□
4	生活保護等(　　)		□財産目録預貯金№.　　の口座に振り込み	□
5	給与･役員報酬等		□財産目録預貯金№.　　の口座に振り込み	□
6	賃料収入(家賃，地代等)		□財産目録預貯金№.　　の口座に振り込み	□
7			□財産目録預貯金№.　　の口座に振り込み	□
8			□財産目録預貯金№.　　の口座に振り込み	□
収入の合計(月額)　＝		円	年額(月額×１２か月)＝	円

２　本人の定期的な支出

No.	品　目		月　額(円)	引落口座･頻度･支払方法等	資料
1	生活費	食費･日用品			□
2		電気･ガス･水道代等		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
3		通信費		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
4				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
5				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
6	療養費	施設費		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
7		入院費･医療費･薬代		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
8				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
9				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
10				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□

11	住居費	家賃		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
12		地代		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
13				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
14				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
15				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
16	税金	固定資産税		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
17		所得税		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
18		住民税		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
19				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
20				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
21	保険料	国民健康保険料		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
22		介護保険料		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
23		生命（損害）保険料		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
24				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
25				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
26	その他	負債の返済		□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
27		こづかい			□
28				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
29				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
30				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
31				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
32				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
33				□財産目録預貯金№.　　の口座から自動引き落とし	□
支出の合計（月額）　＝			円	年額（月額×１２か月）＝	円

月額　（収入の合計）－（支出の合計）＝　＋・－	円
年額　（収入の合計）－（支出の合計）＝　＋・－	円

相 続 財 産 目 録

令和 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人（ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

※　本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。

※　被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には，この目録をコピーするなどして，被相続人ごとにこの目録を作成してください。

※　以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。

※　以下の相続財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，相続財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。(例：**相**続財産目録の「**１**預貯金・現金」の「No.**２**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**相１－２**」と付記してください。)

※　相続財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「№」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名	（ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）
本人との続柄	（本人の ＿＿＿＿＿＿ ）
被相続人が亡くなられた日	（□　平成 ・ □　令和＿＿年＿＿月＿＿日）
本人の法定相続分	（ ＿＿＿＿ 分の ＿＿＿＿ ）
遺言書	（□　あり　　□　なし　　□　不明）

１　預貯金・現金

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

№.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			□普□定□					□
2			□普□定□					□
3			□普□定□					□
4			□普□定□					□
5			□普□定□					□
6			□普□定□					□
7			□普□定□					□
8			□普□定□					□
9			□普□定□					□
10			□普□定□					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合　　計								

2　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□
合　計						

3　生命保険，損害保険等（被相続人が受取人になっているもの）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

4　不動産（土地）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

5　不動産（建物）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

６　債権（貸付金，損害賠償金など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　　計					

７　その他（自動車など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□

８　負債

□　次のとおり　□　負債はない　□　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　　計					

親　族　の　意　見　書

1　私は，本人（ **氏名**：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）の（ **続柄**：＿＿＿＿＿＿）です。

2　本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。

☐　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。

【反対の理由】

☐　後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。

☐　理由は次のとおりである。※　書ききれない場合には別紙（A４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）が選任されることについて

（候補者がいない場合には，家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）

※　候補者氏名については申立人が記入してください。

☐　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。又は意見がある。

理由は次のとおりである。※　書ききれない場合には別紙（A４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（〒＿＿＿＿－＿＿＿＿＿）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿）＿＿＿＿

（☐携帯　☐自宅　☐勤務先）

親族の意見書の記載例

後見開始・保佐開始・補助開始の手続では，本人（援助を必要とされている方）の親族の方の御意見も参考にして，本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。

【例】　本人の親族である甲野冬子さん（続柄：本人の長女）が，本人甲野太郎さんの成年後見人（保佐人・補助人）として，候補者である甲野夏男さんがふさわしいとお考えになった場合は，以下のような記載になります。

親　族　の　意　見　書

1　私は，本人（ **氏名：　甲野　太郎**　）の（ **続柄：　長女**　）です。

2　本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。

☑　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。
【反対の理由】
☐　後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。
☐　理由は次のとおりである。※　書ききれない場合には別紙（A４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

3　本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名：　**甲野　夏男**　）が選任されることについて
（候補者がいない場合には，家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）
※　候補者氏名については申立人が記入してください。

☑　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。又は意見がある。
理由は次のとおりである。※　書ききれない場合には別紙（A４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

（〒〇〇〇－〇〇〇〇）

住　所　　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏　名　　甲野　冬子　　〇印

平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　　〇〇〇　（〇〇〇〇）　〇〇〇〇
（☑携帯　☐自宅　☐勤務先）

親族の意見書について

1　後見開始・保佐開始・補助開始の手続では，本人（援助を必要とされている方）の親族の方の意見も参考にして，本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。

2　申立時に意見書を提出していただく範囲は，仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々（この方々を「推定相続人」といいます。）です。具体的には次のとおりとなります。

(1)　本人に配偶者がいる場合

①（子どもがいる場合）配偶者と子ども
（子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫）

②（子どもや孫がいない場合）配偶者と父母
（父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母）

③（子どもや孫，父母や祖父母がいない場合）配偶者と兄弟姉妹
（兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪）

(2)　本人に配偶者がいない場合

①（子どもがいる場合）子ども
（子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫）

②（子どもや孫がいない場合）父母
（父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母）

③（子どもや孫，父母や祖父母がいない場合）兄弟姉妹
（兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪）

3　必要な人数分だけ親族の意見書の様式をコピーして使用してください。上記２記載に該当する親族の方にこの意見書を作成してもらった上で申立書に添付してください（親族の方に意見書を作成してもらうことが難しい場合には不要です。）。

4　申立人及び候補者の方は，意見書の提出は不要です。

5　意見書を提出されなかった親族やその他の親族の方については，家庭裁判所から意見の照会を行うことがあります。

6　家庭裁判所の判断によっては，候補者以外の方が成年後見人等に選任されることがあります。

親　族　関　係　図

※　申立人や成年後見人等候補者が本人と親族関係にある場合には，申立人や成年後見人等候補者について必ず記載 してください。

※　本人の推定相続人その他の親族については，わかる範囲で記載してください。

（推定相続人とは，仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。
具体的には，「親族の意見書について」の2をご参照ください。）

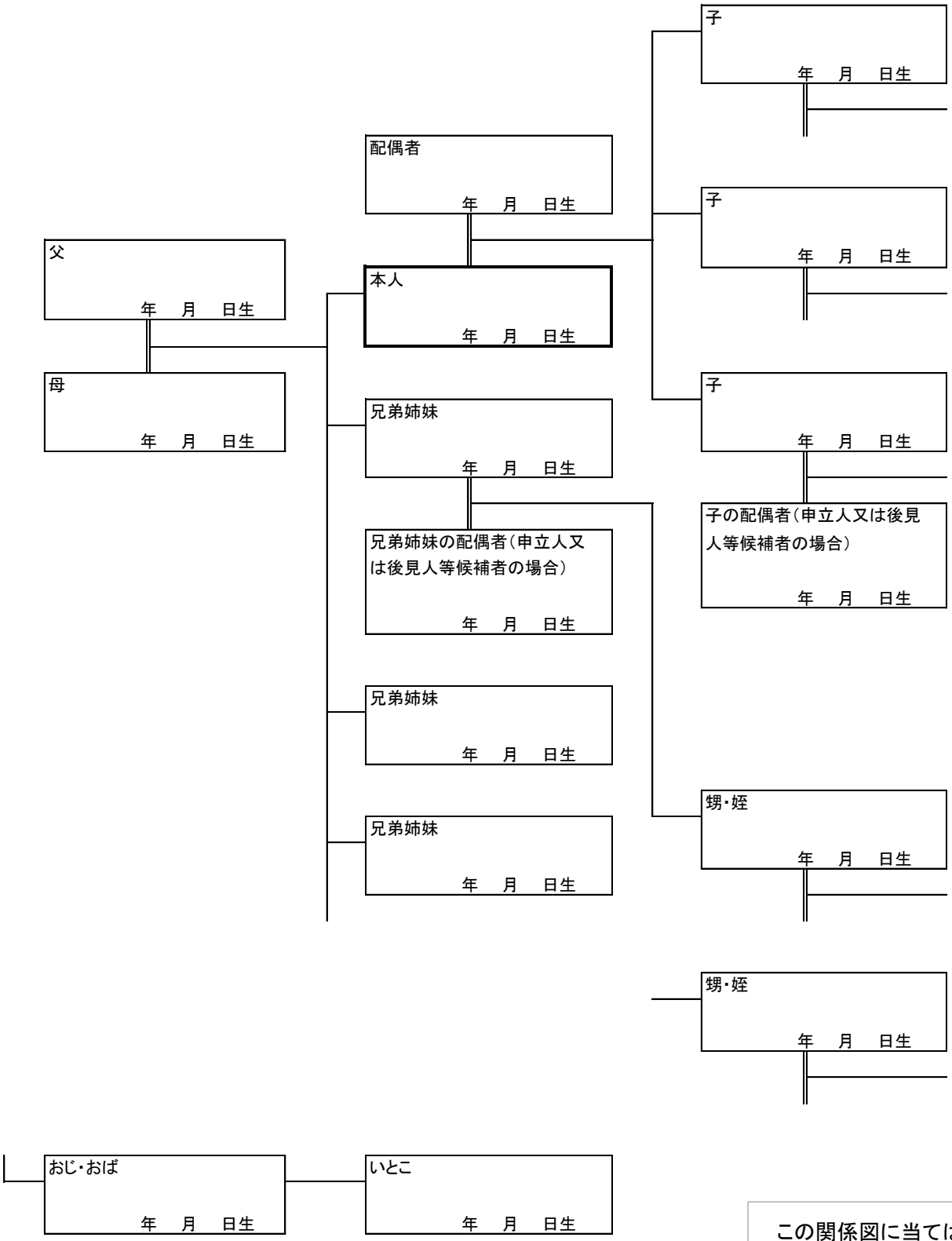

この関係図に当てはまらない身分関係があり，記載が難しい場合は，この書式を参考にして，別紙（A4サイズ）に記載してください。

記載例

「登記されていないことの証明申請書」

（後見登記等ファイル用）

02

請求できるのは，本人，本人の配偶者または四親等内の親族です。
なお，代理の方が申請する場合は，該当する方からの委任状が必要です。

東京 法務局

記載例（ ア ） 本人が申請する場合

平成 25 年 4月 1日申請

請求される方（請求権者）	住所	東京都千代田区九段南1丁目1番15号	収入印紙を貼るところ
	（フリガナ）	コウケン ジロウ	収入印紙 必ず貼ってください。 ※登記印紙も使用することができます。
	氏名	後見 次郎 連絡先（電話番号 03-5213-1360 ） 後印	
	証明を受ける方との関係	☑ 本人 □ 配偶者 □ 四親等内の親族 □ その他（ ）	
代理人（上記の方から頼まれた方）	住所		
	（フリガナ）		
	氏名	連絡先（電話番号 ） 印	
返送先（上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入）	住所		1通につき300円
	宛先	※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入	※ 割印はしないでください。
添付書類 下記 ㊟ 参照	□ 委任状（代理人が申請するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を申請する時に社員等から代表者への委任状も必要）		※ 印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
	□ 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面（本人の配偶者・四親等内の親族が申請するときに必要）		
	□ 法人の代表者の資格を証する書面（法人が代理人として申請するときに必要）		
	※ 戸籍謄抄本，法人の代表者の資格を証する書面は，発行から3か月以内のもの		
証明事項（いずれかの□にチェックしてください）	☑ 成年被後見人，被保佐人とする記録がない。（後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方）（医師，歯科医師，薬剤師，宅建，産廃，貸金，風俗，古物，警備，建設業 など）		
	□ 成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない。（後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方）（たばこ販売業，入札関係，税理士，任意後見監督人の選任の申立（注） など）		
	□ 成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない。（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方）（後見・保佐・補助開始 の審判の申立 など）		
	□ その他（ ）とする記録がない。（上記以外の証明を必要とする場合）		
	（注）任意後見監督人の選任の申立の際，登記事項証明書のほかに本証明書も必要な場合があります。		
請求通数	1 通 ※請求通数は右詰めで記入してください。	証明を受ける方の氏名のフリガナ	コ ウ ケ ン ジ ロ ウ

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため，字画を**はっきりと，住所または本籍は番号，地番**まで記入してください。

①氏名	後見 次郎				
②生年月日	明治 □ 大正 □ 昭和 ☑ 平成 □ または 西暦 □	40 年	1 月	1 日	
③住所	都道府県名	市区郡町村名			
	東京都	千代田区			
	丁目大字地番				
	九段南1丁目1番15号				
④本籍 □ 国籍	都道府県名	市区郡町村名			
	東京都	千代田区			
	丁目大字地番（外国人は国籍を記入）				
	九段南1丁目1番地	※ 後見・保佐・補助開始 の審判の申立などで家庭裁判所に提出される場合は，本籍も記入してください。			

提出先から特に指定がない場合は，住所または本籍（外国人の場合は④に☑し，正しい国籍名）のいずれかを記入してください。

㊟ **請求される方（代理申請の場合は代理人）の本人確認書類は必ず提示または添付してください（裏面注4参照）。**

記入方法：1．証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は，例えば，ヤ マ ダ タ ロ ウ と左詰め（氏と名の間1字空き）でカタカナで記入してください。
2．外国人は氏名欄に本国名（漢字を使用しない外国人はカタカナ）を記入してください。
3．生年月日欄は，例えば，昭和に☑し 4 0 年 1 月 1 日と右詰めで記入。
4．郵送請求の場合は，返信用封筒（あて名を書いて，切手を貼ったもの）を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第２合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

○本申請書を拡大縮小せずに使用してください。

（登記所が記載します）	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日	
				交付	年 月 日	

本人確認書類 □ 請求権者 □ 代理人	
□ 運転免許証 □ 健康保険証 □ パスポート □（ ）	
□ 封筒	

「登記されていないことの証明申請書」

（後見登記等ファイル用）

02　請求できるのは，本人，本人の配偶者または四親等内の親族です。
なお，代理の方が請求する場合は，該当する方からの委任状が必要です。

＿＿＿＿＿＿＿＿法務局

令和 平成　　年　　月　　日申請

請求される方（請求権者）	住所		収入印紙を貼るところ
	（フリガナ）		収入印紙　必ず貼ってください。
	氏名	連絡先（電話番号　　）㊞	
	証明を受ける方との関係	□ 本人 □ 配偶者 □ 四親等内の親族 □ その他（　　）	
代理人（上記の方から頼まれた方）	住所		
	（フリガナ）		
	氏名	連絡先（電話番号　　）㊞	
返送先（上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入）	住所		1通につき300円 ※割印はしないでください。
	宛先	※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入	
添付書類 下記㊟参照	□ 委任状（代理人が請求するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を請求する際に社員等から代表者への委任状も必要） □ 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面（本人の配偶者・四親等内の親族が請求するときに必要） □ 法人の代表者の資格を証する書面（法人が代理人として請求するときに必要）		※印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
証明事項（いずれかの□にチェックしてください）	□ 成年被後見人，被保佐人とする記録がない。（後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方） □ 成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない。（後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方） □ 成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない。（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方） □ その他（　　）とする記録がない。（上記以外の証明を必要とする場合）		
請求通数 □□ 通 ※請求通数は右詰めで記入してください。	証明を受ける方の氏名のフリガナ	□□□□□□□□□□□□□	

◎証明を受ける方　この部分を複写して証明書を作成するため，字面をはっきりと，住所または本籍は番号，地番まで記入してください。

①氏名		
②生年月日	明治 □ 大正 □ 昭和 □ 平成 □ または 西暦 □	□□□□ 年 □□ 月 □□ 日
③住所	都道府県名	市区郡町村名
	丁目 大字 地番	
④本籍 □ 国籍	都道府県名	市区郡町村名
	丁目 大字 地番（外国人は国籍を記入）	

提出先から特に指定がない場合は，住所または本籍（外国人の場合は④に記し，正しい国籍名）のいずれかを記入してください。

㊟ 請求される方（代理請求の場合は代理人）の本人確認書類は必ず提示または添付してください（裏面注4参照）。

記入方法：1．証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は，例えば，［ヤ］［マ］［ダ］［　］［タ］［ロ］［ウ］［　］と左詰め（氏と名の間1字空き）でカタカナで記入してください。
2．外国人は氏名欄に本国名（漢字を使用しない外国人はカタカナ）を記入してください。
3．生年月日欄は，例えば，昭和に記し［　］［4］［0］年［　］［1］月［　］［1］日と右詰めで記入。
4．郵送請求の場合は，返信用封筒（あて名を書いて，切手を貼ったもの）を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先：〒102-8228　東京都千代田区九段南1-1-15　九段第2合同庁舎　東京法務局民事行政部後見登録課

（登記所が記載します）	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年　月　日
				交付	年　月　日

○本申請書は拡大縮小せずに使用してください。

本人確認書類 □請求権者　□代理人	
□運転免許証 □健康保険証 □パスポート □（　　）	
□封筒	